改正後

（心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十一条第一項第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第十六条の三　登録事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録事業者又はその法第十一条第一項第六号に規定する法定代理人若しくは同項第七号に規定する役員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第二号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（登録事項等の変更の届出）

第十七条　法第十二条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第三号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2　（略）

（心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者）

第二十二条の二　法第二十六条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により登録事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第二号（第十六条の三関係）

年　月　日

〔都道府県知事 / 指定都市の長 / 中核市の長〕　殿

届出者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名　印

第16条の３の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条の３の規定に基づき、届け出ます。

記

1　氏名
2　生年月日
3　届出者との関係
4　登録年月日
5　登録番号

備考

1．届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
3．病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

改正前

（新設）

（新設）

（登録事項等の変更の届出）

第十七条　法第十二条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2　（略）

（新設）

（新設）